

平成 24 年第 1 回（3 月）上越市議会定例会

厚生常任委員会【所管事務調査】

所管委員会	厚生常任委員会
提出課	自治・市民環境部 環境保全課

上越市第 2 次環境基本計画 改訂版 (案)

平成 24 年度 26 年度

平成 24 年 月

上 越 市

目 次

序 章 基本計画の中間見直しに当たって

- 1 見直しの目的
- 2 見直しの基本的な考え方
- 3 見直しの範囲と方針
- 4 見直し後の計画期間
- 5 計画の構成

第3章 望ましい環境像

- 1 将来都市像と基本計画の役割
- 2 望ましい環境像と基本目標
- 3 環境の整備目標

第4章 環境施策の展開

- 1 施策の体系
- 2 かける × 環境の視点
- 3 重点取組(市民プロジェクト)
- 4 環境配慮指針

資料編

- 1 計画推進に向けたこれまでの取組
- 2 環境の整備目標の目指す状態と根拠

序 章

基本計画の中間見直し に当たって

- 1 見直しの目的
- 2 見直しの基本的な考え方
- 3 見直しの範囲と方針
- 4 見直し後の計画期間
- 5 計画の構成

1 見直しの目的

当初計画第5章「計画の推進に向けて」において、「平成22年度の計画の進捗状況と評価、社会・経済等の変化を踏まえ、基本的な方向性や目標・指標などについて見直しを検討」としているため、必要部分についての見直しを行います。

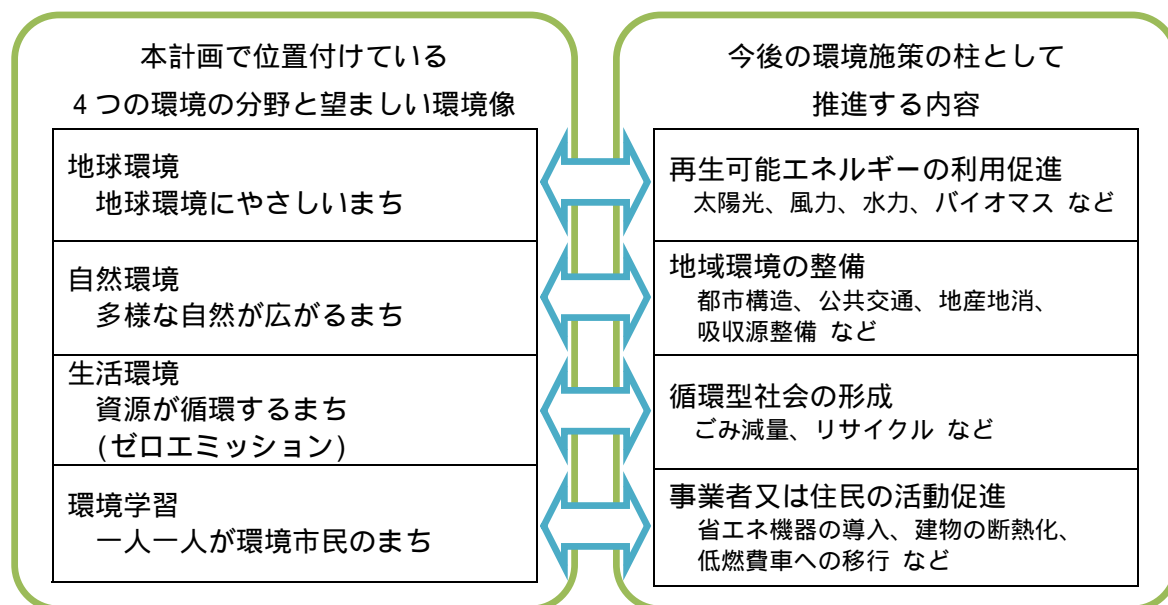
2 見直しの基本的な考え方

計画中間点での見直しであることから、基本計画の骨格である望ましい環境像や基本目標などについては変更せず、平成22年度の計画の進捗状況と評価、社会・経済等の変化を踏まえた部分的な見直しとします。

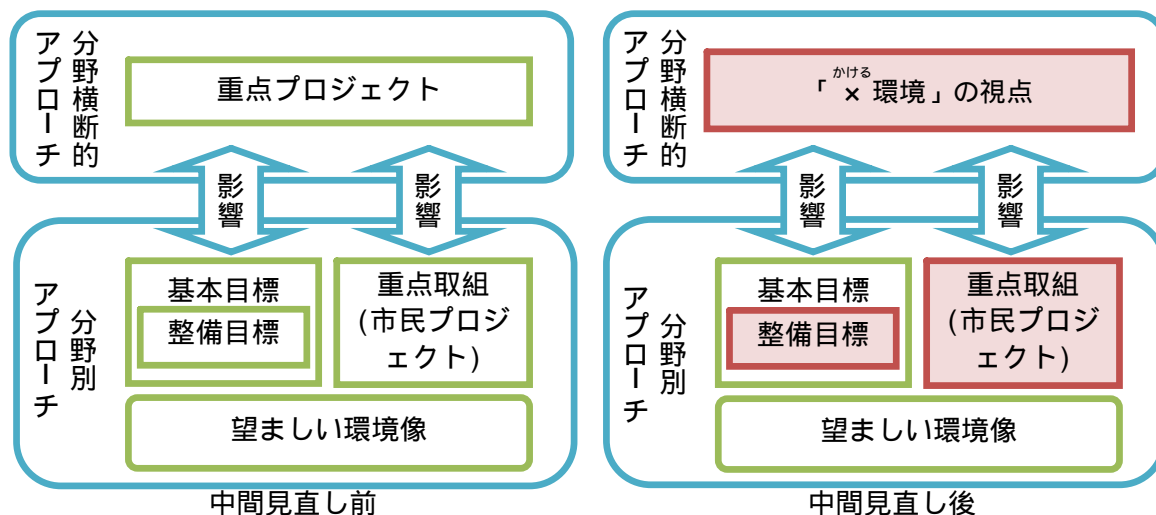
3 見直しの範囲と方針

新たな市政運営の方針「『すこやかなまち』づくりへの取組」の強化を基本方針として見直した第5次総合計画基本計画との関係性を整理するとともに、平成22年度までの計画の進捗状況の検証結果、推進体制の変化に対応するほか、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う電力をはじめとしたエネルギー需給バランスの変化など、環境を取り巻く社会的・経済的な変化を計画に反映させます。

なお、震災が国におけるエネルギー政策や地球温暖化対策の根幹を揺るがすほどの影響を与えている中で、当市の地域特性に合った低炭素社会・循環型社会の構築に向け、また、第3次環境基本計画策定に向けた基本的な考え方として、以下の4つを今後の施策の柱に据え都市整備、農林業、交通などの多分野と積極的な連携を図り推進していくこととします。



(1) 見直しのイメージ 塗りつぶしは見直し部分を表す。



(2) 見直し部分

分野横断的アプローチ

- ・ 重点プロジェクト

見直し後の第5次総合計画基本計画(市政運営の方針 = 「すこやかなまち」づくりへの取組)との整合を図ります。

分野別アプローチ

- ・ 環境の整備目標

すべての指標の点検・評価の結果を踏まえ必要な見直しを行います。

- ・ 市民プロジェクト

取組期間を延長するとともに、各グループの事業内容の見直しや今後の活動方針を具体化します。

その他

市の推進体制や社会・経済の変化等を踏まえ、以下の内容について追加・見直しを行います。

- ・ エネルギー及び地球温暖化対策の強化

26年度までの計画期間の中で、本市における再生可能エネルギーや地球温暖化対策推進のための施策を具体化させます。

- ・ 総合的な進捗管理体制の整備

ルールや役割分担の下で進捗管理を行うこととし、基本計画の推進に向けた効率的で効果的な事業や取組の実施と進捗管理体制のスリム化を図ります。

4 見直し後の計画期間

見直し後の計画期間は、平成24年度から26年度までの3年間とします。

5 計画の構成

本計画は中間見直しという位置付けから、当初計画の内、見直しが必要な「第3章 望ましい環境像」、「第4章 環境施策の展開」及び関係する「資料編」のみを掲載しています。

中間見直し前後での計画の構成は以下の通りとなるため、本計画に記載のない内容については、当初計画の内容が適用されます。このため、本計画は当初計画の章番号を踏襲した構成としています。

当初計画の構成
第1章 計画の基本的な考え方
第2章 環境施策の検証
第3章 望ましい環境像
第4章 環境施策の展開
第5章 計画の推進に向けて
資料編

中間見直し計画の構成
序章 計画中間見直しに当たって
第3章 望ましい環境像
第4章 環境施策の展開
資料編

第3章

望ましい環境像

- 1 将来都市像と基本計画の役割
- 2 望ましい環境像と基本目標
- 3 環境の整備目標

1 将来都市像と基本計画の役割

「第5次総合計画(改定版)」では、上越市がまちづくりを進める上で大切にしたい「人を育むまちづくり、まちを育む人づくり」、「個性と調和、自立と共生によるまちづくり」、「次世代につなぐ持続可能なまちづくり」の3つを基本理念とし、上越市が目指すまちの将来像を、「海に山に大地に 学びと出会いが織りなす 共生・創造都市 上越」と定めています。

「第2次環境基本計画」は、環境面から第5次総合計画(改定版)の政策目標を達成する役割を担うことから、この将来都市像を目指し、第5次総合計画(改定版)の次の3つの視点で、望ましい環境像と基本目標を設定しました。これらは本計画の骨格を担うものであることから、中間見直しでは見直しを行わないこととします。

(1) 基本政策における政策目標の実現

本計画は、「第5次総合計画(改定版)」の基本政策「4 自然と共生し、安全に安心して暮らせるまち」における政策分野「1 人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり」及び政策分野「4 雪と上手に付き合う暮らしを実現するまちづくり」の政策目標の達成を目指します。

政策分野	政策分野における政策目標
1 人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり	環境学習の推進と合わせて、地球環境、自然環境、生活環境それぞれに対する環境負荷が軽減され、人と自然が共生する環境にやさしいまち
4 雪と上手に付き合う暮らしを実現するまちづくり	雪がもたらす障壁を克服しつつ、雪を資源として活用する工夫などを通して、雪と上手に付き合う暮らしが営まれるまち

(2) まちづくり重点戦略との連携

「第5次総合計画基本計画」では戦略的なアプローチとして「まちづくり重点戦略」と『すこやかなまち』づくりへの取組を示しています。中間見直しでは、戦略的な視点から施策の重点化や事業の選定等を行う際の基本方針である『すこやかなまち』づくりへの取組と本計画に掲げる基本目標との関係性を整理するとともに、『すこやかなまち』を実現するため、環境の視点に基づき多分野と連携を図りながら施策を推進し、効果を高めていきます。

(3) 土地利用構想との整合

「第5次総合計画(改定版)」における「土地利用構想」は、環境負荷の軽減について多分に配慮しています。この土地利用や都市構造のあり方に関する基本的考えを踏まえつつ、本計画における施策を推進し、効果を高めていきます。

第3章 望ましい環境像
1 将来都市像と基本計画の役割

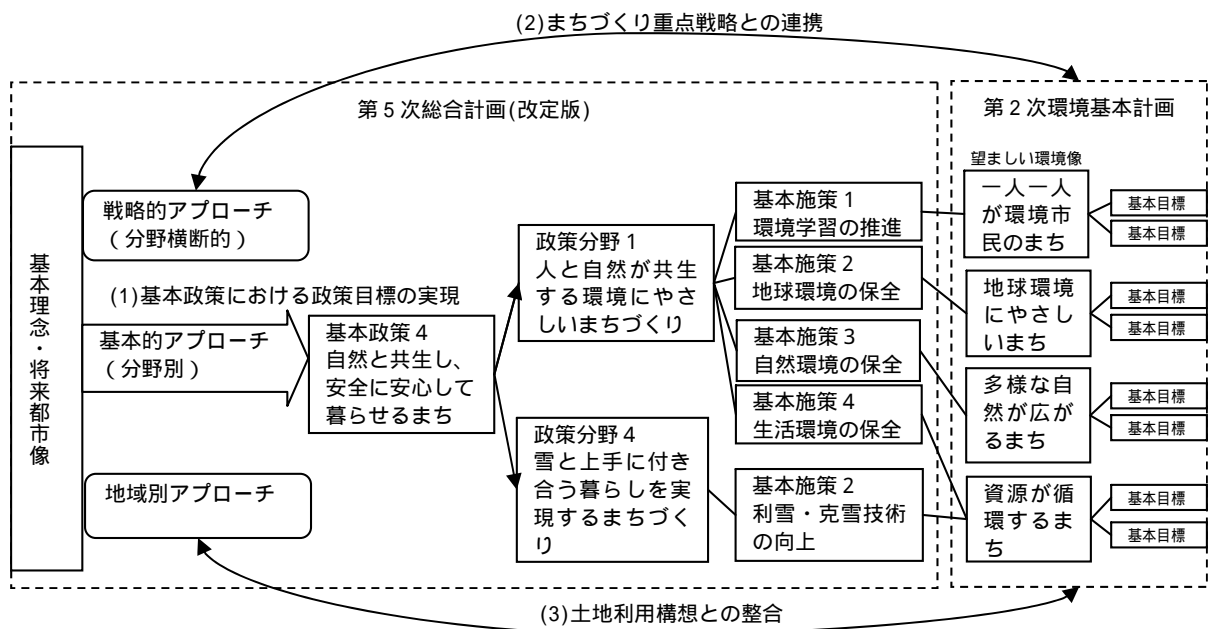


図3 - 1 「第5次総合計画(改定版)」と環境基本計画の相関図

2 望ましい環境像と基本目標

本計画では、上越市の将来都市像を環境面から捉え、本計画が対象とする4つの環境の分野ごとに「望ましい環境像」を設定します。また、「望ましい環境像」の実現のために、それぞれの環境像について具体的な基本目標を定めます。

4つの望ましい環境像

地球環境：地球環境にやさしいまち

自然環境：多様な自然が広がるまち

生活環境：資源が循環するまち（ゼロエミッション）

環境学習：一人一人が環境市民のまち

(1) 地球環境にやさしいまち【地球環境】

大気中の温室効果ガスの安定化に寄与するため、資源やエネルギーを効率よく利用するとともに、社会経済のあらゆるシステムが構造的に温室効果ガスの排出の少ない社会へ抜本的に変革することに取り組みます。

<基本目標>

省エネルギーの推進

事業者における新エネルギー導入の促進

家庭におけるCO₂排出量の削減

エコドライブの推進

地産地消の推進

(2) 多様な自然が広がるまち【自然環境】

当市は緑に囲まれ、市民の意識においても豊かな緑のまちと認識されています。この緑を次世代の子どもたちに引き継ぐとともに、自然との共生の視点に立った自然環境の保全の必要性が高まっていることから、自然環境を健全な状態で確保します。

<基本目標>

環境影響の軽減

海岸の自然環境の保全

河川・池沼等の自然環境の保全

中山間地域の生物多様性の確保

(3) 資源が循環するまち（ゼロエミッション）【生活環境】

現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の仕組みを根本から見直し、循環型社会の構築を目指します。また、人に健康被害を及ぼす公害をなくすとともに、歴史的資源を活かした快適な都市環境を構築します。

第3章 望ましい環境像
2 望ましい環境像と基本目標

さらに、地域資源である雪を利活用した生活様式の提案により、地域への愛着と誇りを高めます。

<基本目標>

事業者における低公害車の普及促進
光化学スモッグの発生抑制
地盤沈下対策の強化
環境保全型農業の推進
ごみの減量
海岸のごみ撤去
家庭ごみの再利用の推進
町家、雁木など歴史的建造物を活かしたまちづくりの推進
文化財の保存及び活用の推進
雪を利活用した生活様式の提案

(4) 一人一人が環境市民のまち【環境学習】

環境保全の取組は市民一人一人の取組が重要であり、まずは市民が環境の情報に触れ、学び、気づく機会を創出するとともに、活動の機会を十分に確保します。

また、事業者との連携により実効性を高めていきます。

<基本目標>

指導者の育成
学習機会の拡大
「上越市の環境」の市民への周知
環境情報の市民への提供
市民プロジェクトの推進
事業者との連携強化

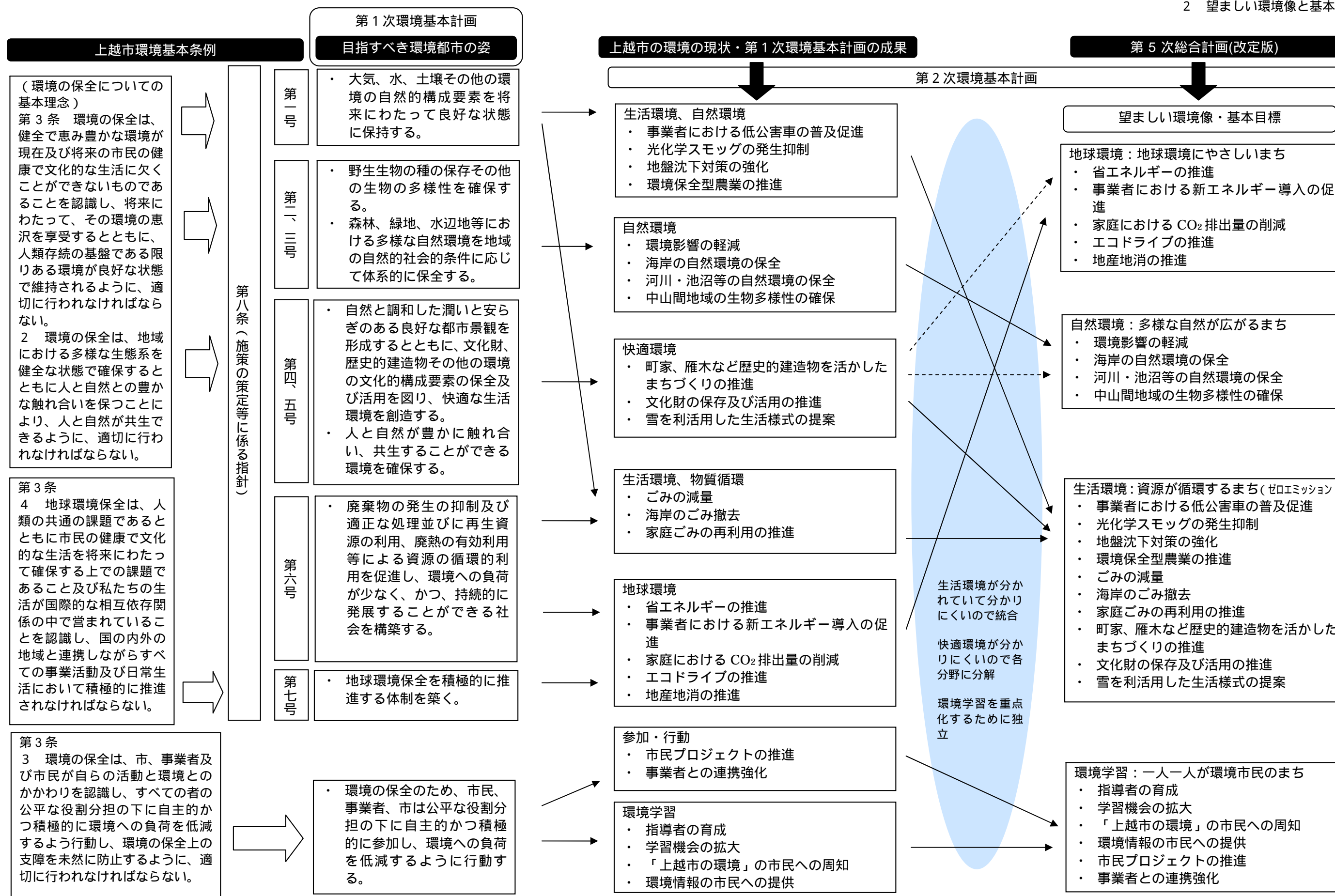


図3-2 望ましい環境像・基本目標

3 環境の整備目標

第1次環境基本計画においては、基本目標ごとに指標を設定していました。

第2次環境基本計画においては、望ましい環境像と基本目標ごとに、できるだけ数値化でき、より目標に近い指標を設定しました。

中間見直しに当たり、全ての指標について点検・評価するとともに、この間の社会情勢の変化や平成22年度までの実績を踏まえ、26年度の目標値の一部を見直しました。

【各指標項目の定義や設定の根拠は、資料編「2 環境の整備目標の目指す状態と根拠」に掲載しています。】

(1) 地球環境にやさしいまち【地球環境】

温室効果ガスの排出量を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
温室効果ガス排出量	2,664 千 t- CO ₂	2,109 千 t- CO ₂	- ¹	排出量を把握し、将来に向けた目標と施策を明確にした状態

1 平成18年度が統計資料の公表状況などにより算定が可能な最新の年度

省エネルギーの推進

市内の家庭やオフィス等の電気使用量を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
市内の電気使用量 (民生部門)	877MWh	624MWh	919MWh	781MWh

事業者における新エネルギー導入の促進

事業者における新エネルギーの導入量を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
事業者における新エネルギーの導入量 (原油換算)	397kℓ ¹	3,800kℓ	- ²	導入量を把握し、将来に向けた目標と施策を明確にした状態

1 太陽光発電施設 (31kℓ)、風力発電施設 (357kℓ)、雪氷冷熱エネルギー利用 (9kℓ)

2 把握できていない

第3章 望ましい環境像
3 環境の整備目標

家庭におけるCO₂排出量の削減

市内の二酸化炭素排出量のうち、家庭からの排出量を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
民生部門(家庭)のCO ₂ 排出量	1.42t-CO ₂ /人	1.07t-CO ₂ /人	- ¹	排出量を把握し、将来に向けた目標と施策を明確にした状態

1 平成18年度が統計資料の公表状況などにより算定が可能な最新の年度

エコドライブの推進

市民対象のアンケート調査によるエコドライブの実施率を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
エコドライブ実施率	63.8% ¹	59.1% (H20年度値 ² から5%向上)	48.8% ³	53.8% (H22年度値 から5%向上)

1、2、3 市政モニターアンケートによる数値

地産地消の推進

上越市食育推進計画が指標とする、地場産物等を普段の食事に取り入れるようにしている市民の割合と、学校給食における地場産物の使用割合を指標とします。

指標項目	現状値(H18)	目標値(H23) ²	実績値(H22)	目標値(H28) ⁴
普段の食事に、郷土料理、地場産物や旬の食材を取り入れるようにしている市民の割合	56% ¹	70%	31.8%	45%
学校給食において地場産物(青果物)を使用する割合(主要5品目の重量ベース)	- ³	- ³	5.2%	10%

1 市政モニターアンケートによる数値

2 第1次食育推進計画が平成23年度を目標年次としていたため

3 第2次食育推進計画における指標項目に置き換えたため

4 第2次食育推進計画が平成28年度を目標年次としているため

(2) 多様な自然が広がるまち【自然環境】

市民対象のアンケート調査による市内の自然環境の豊かさに満足している市民の割合を指標とします。

指標項目		現状値 (H16)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
自然環境の豊かさに満足している市民の割合	森や林など山のみどりの豊かさへの満足度	86.7% ¹	91.3% ² (H20年度値を維持)	89.2% ²	H20年度値を維持
	野鳥や昆虫など生き物の豊かさへの満足度	76.7% ¹	77.7% ² (H20年度値を維持)	78.4% ²	

1 環境市民アンケートによる(参考値)

2 市政モニターアンケートによる

環境影響の軽減

自然環境に影響を与える行為に対する配慮(許可、指導、助言等)の件数を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
市自然環境保全条例に基づく許可、届出等により自然環境に配慮された開発行為等の件数	- ¹	15件超 (平成20年度実績を上回る)	26件	平成20年度実績を上回る

1 平成20年4月及び10月に施行のため

海岸の自然環境の保全

定点観測地点における海岸植物の群落構成種数を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
海岸植物の群落構成種数 (11か所の平均)	7.1種	7.1種	7.6種	7.1種

河川・池沼等の自然環境の保全

河川・池沼等の水質汚濁の原因となる生活排水の処理状況を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
汚水衛生処理率(生活排水処理が適切に処理されている人口割合)	62.7%	71%	74.7%	80%

第3章 望ましい環境像
3 環境の整備目標

中山間地域の生物多様性の確保

中山間地域の生物多様性の確保には、生物の生育環境としての広葉樹林や農地の保全が必要であることから、広葉樹林面積及び中山間地域における農業生産活動を行う集落協定数を指標とします。

指標項目	現状値 (H17)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
森林面積 (民有林面積)	48,786ha	48,791ha	48,776 ha ¹	48,795ha
中山間地域等直接支払制度に基づく活動を行う集落協定数	182件	187件 ²	123件	127件

1 平成21年度実績

2 平成21年度目標値

(3) 資源が循環するまち (ゼロエミッション)【生活環境】

上越市一般廃棄物処理基本計画におけるごみの排出量 (家庭系及び事業系ごみの合計) を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
ごみの排出量	88,919 t	87,258 t	71,693 t	72,749 t

事業者における低公害車の普及促進

ハイブリッドや天然ガス自動車など、クリーンエネルギー自動車の導入台数を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
事業者におけるクリーンエネルギー自動車	209台	未設定	600台	1,100台

光化学スモッグの発生抑制

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントの環境基準の達成状況を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
光化学オキシダントの1時間値が0.06ppmを超過した時間の割合 (市内観測地点の平均)	2.9%	2.9%	3.7%	2.5%

地盤沈下対策の強化

地盤沈下の最大沈下量及び沈下量 0.5cm 以上の面積を指標とします。

指標項目	現状値 (H17 ¹)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
最大沈下量	2.2cm	1cm 以下	1.7cm	1cm 以下
沈下量 0.5cm 以上の面積 (上越地域)	133Km ²	広範囲にわたらない	71.85Km ²	広範囲にわたらない

1 平成 16 年 9 月～平成 17 年 9 月の値

環境保全型農業の推進

市内における減農薬・減化学肥料による水稻栽培面積を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
減農薬・減化学肥料による水稻栽培面積	710ha	3,000ha	3,071ha	3,200ha

ごみの減量

市民 1 人当たりの家庭ごみの排出量を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
市民 1 人当たりの家庭ごみ排出量	301kg/人・年	297kg/人・年	242kg/人・年	252kg/人・年

海岸のごみ撤去

市及び市民ボランティア等による海岸ごみの回収量を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
海岸ごみの回収量 (市回収分)	300 t	340 t	254.5 t	254.5 t

家庭ごみの再利用の推進

一般廃棄物処理基本計画における家庭系ごみの資源化率を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
家庭系ごみ資源化率	39%	48%	48%	50%

町家、雁木など歴史的建造物を活かしたまちづくりの推進

景観づくり重点区域に指定され、計画的な景観づくりが図られている区域面積を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
景観づくり重点区域指定面積	70.2ha	70.2ha	70.2ha	80.0ha

第3章 望ましい環境像
3 環境の整備目標

文化財の保存及び活用の推進

市民対象のアンケートによる市の歴史的、文化的資源に関する認識度を指標とします。

指標項目	現状値	目標値 (H22)	実績値 (H21)	目標値 (H26)
市の歴史的、文化的資源に関する認識度	-	50%	48% ¹	60%

1 市民の声アンケートによる

雪を利活用した生活様式の提案

利雪・克雪につながる研究への取組状況を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
雪に関する新技術・活用モデルの調査研究数	2件	2件	2件	2件

(4) 一人一人が環境市民のまち【環境学習】

市が開催する環境に関する講座¹の参加者数を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
環境学習の参加者数 ¹	24,414人 ²	90,000人 (H20～H22の合計)	72,915人 25,424人 ²	25,424人 ³

1 地球環境学校、環境情報センター、くわどり市民の森等における環境に関する講座の参加者数

2 単年度の実績値

3 単年度の目標値

指導者の育成

環境学習指導者養成プログラムにより育成した指導者の人数を指標とします。

指標項目	現状値 (H17)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
環境学習の指導者数 (累計)	13人	27人	23人	30人

学習機会の拡大

市が開催する環境に関する講座¹の実施回数を指標とします。

指標項目	現状値 (H18)	目標値 (H22)	実績値 (H22)	目標値 (H26)
環境に関する講座の実施回数	864回	880回	895回	895回

1 地球環境学校、環境情報センター、くわどり市民の森等における環境に関する講座の実施回数

「上越市の環境」の市民への周知

市民対象のアンケート調査による「上越市の環境」の認知度を指標とします。

指標項目	現状値	目標値（H22）	実績値（H22）	目標値（H26）
市民の「上越市の環境」の認知度	-	29% (H20年度値 ¹ から5%向上)	6.1%	34% ¹ (H20年度値か ら10%向上)

1 市政モニターアンケートによる

環境情報の市民への提供

市民対象のアンケート調査による環境情報に関する満足度を指標とします。

指標項目	現状値	目標値（H22）	実績値（H22）	目標値（H26）
市民の環境情報に関する満足度	-	74% (H20年度値 ¹ から5%向上)	67.3%	79% (H20年度値 ¹ から10%向上)

1 市政モニターアンケートによる

市民プロジェクトの推進

本計画の重点取組である市民プロジェクトの参加者数を指標とします。

指標項目	現状値（H18）	目標値（H22）	実績値（H22）	目標値（H26）
プロジェクトの参加者数（累計）	- ¹	150人	135人	335人

1 平成20年7月発足のため

事業者との連携強化

事業所を対象とする市事業に参加している事業所数を指標とします。

指標項目	現状値（H18）	目標値（H22）	実績値（H22）	目標値（H26）
市事業に参加している事業所数（ISOクラブ、エコアクション21認証取得支援プログラム、リサイクル推進店、3Rオフィスクラブ）	270	330	250	250

第4章

環境施策の展開

- 1 施策の体系
- 2 かける × 環境の視点
- 3 重点取組（市民プロジェクト）
- 4 環境配慮指針

1 施策の体系

本計画の策定以降、市民環境プロジェクトの発足や市独自の環境マネジメントシステム(JMS)への移行などにより推進体制に変化が生じているほか、新たな市政運営の方針「『すこやかなまち』づくりへの取組」の強化を基本方針として見直した第5次総合計画基本計画との関係性を整理する必要があります。

このため、引き続き分野横断的アプローチと分野別アプローチにより施策を体系的に整理し本計画の推進を図っていきますが、より効率的で効果的な事業や取組の実施と進捗管理体制のスリム化を図るために必要な見直しを行います。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、省エネルギーの推進だけでなく、自然エネルギーへの転換がさらに加速することが予想されるため、26年度までの計画期間の中で本市における地球温暖化対策や再生可能エネルギーの導入を推進する施策を具体化させることとします。

(1) 2つのアプローチに基づく施策の提示

第1次環境基本計画は、分野別の施策体系やその基本的な方向性、市民、事業者、市それぞれの環境配慮指針などで構成していましたが、本計画では、重点的に推進する分野別施策に加え、環境課題の解決を推進するためには、各行政分野に環境の視点を取り入れる必要があるとの考えから、次の 2つのアプローチから施策の体系を示します。

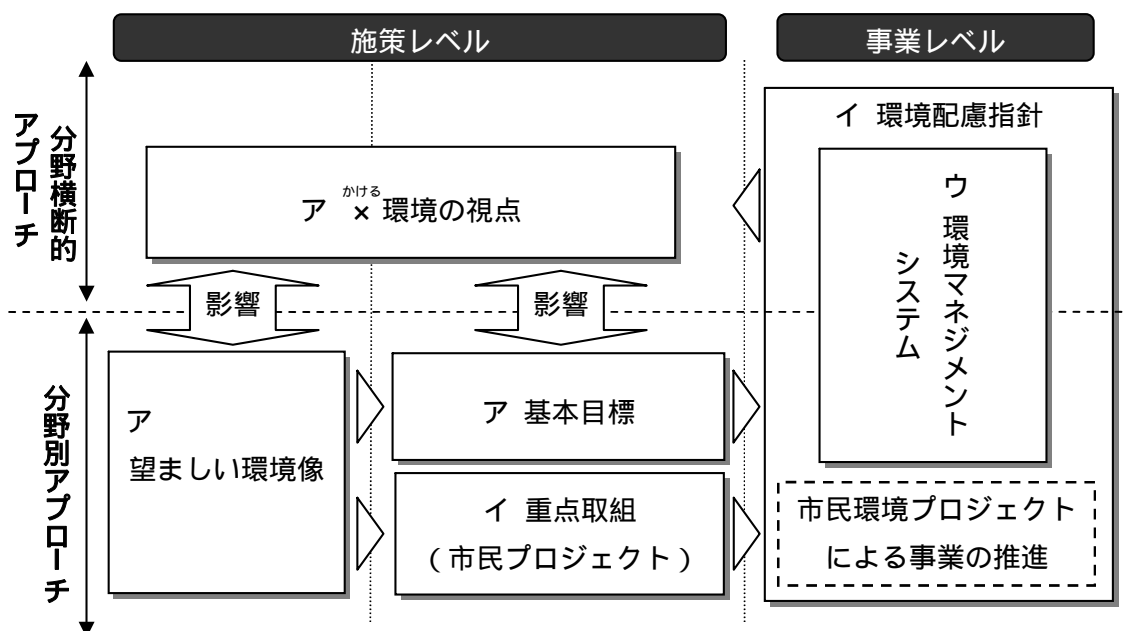


図4-1 2つのアプローチによる施策の形成

なお、この2つのアプローチは、第5次総合計画(改定版)の戦略的(分野横断的)アプローチのまちづくり重点戦略と、分野別アプローチの基本政策に繋がります(第3章 望ましい環境像「1 将来都市像」図3-1参照)。

第4章 環境施策の展開

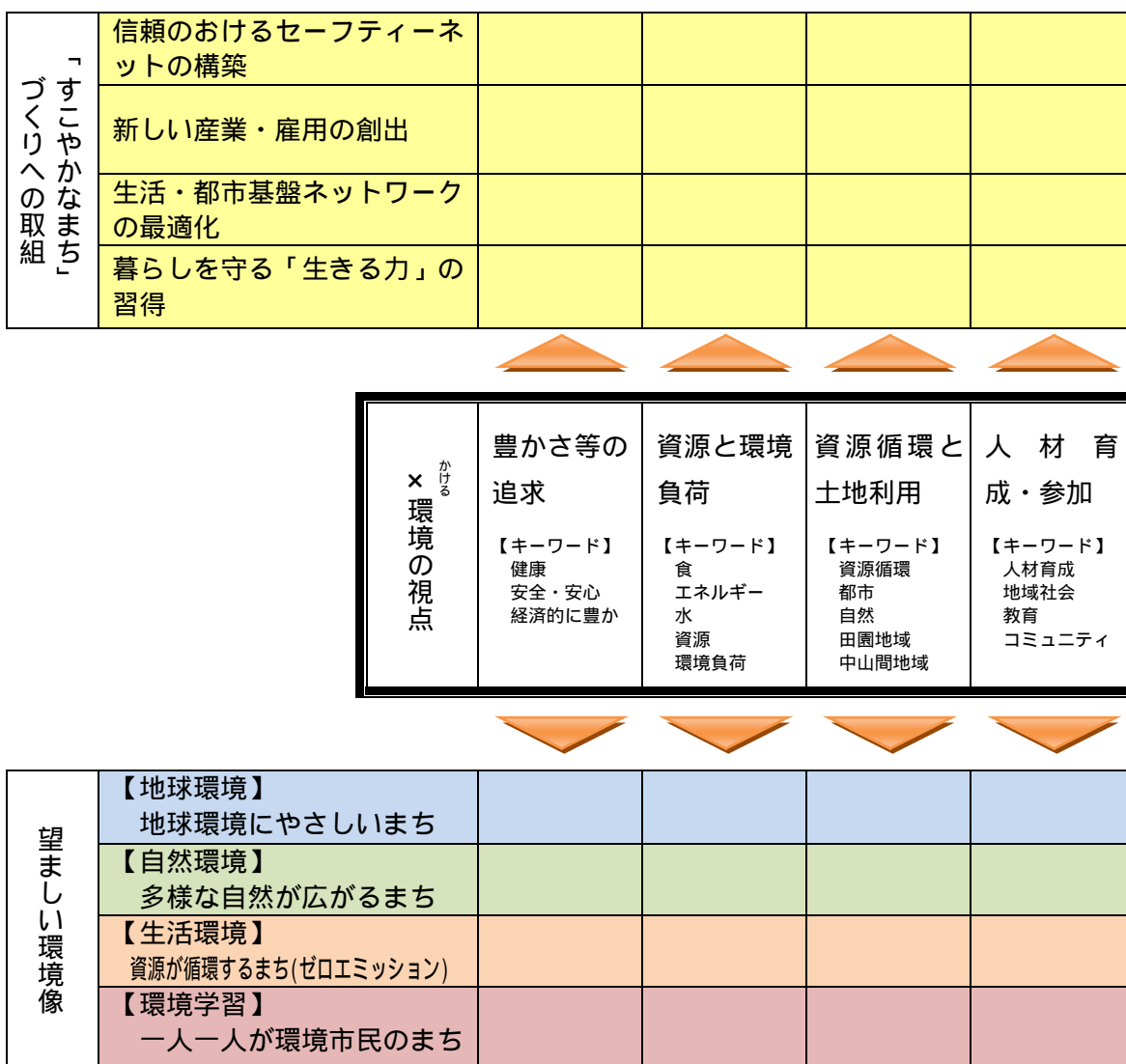
1 施策の体系

分野横断的アプローチ

ア ^{かける} × 環境の視点

第5次総合計画基本計画における戦略的アプローチである「『すこやかなまち』づくりへの取組」を推進するとともに、本計画に掲げる望ましい環境像と関連付けるため、分野を横断して効果的に環境改善を進める上での基本的な考え方である「豊かさ等の追求」「資源と環境負荷」「資源循環と土地利用」「人材育成・参加」の4つの環境の視点を設定します。

「^{かける} × 環境の視点」は、図4-2関係図に示すとおり、「『すこやかなまち』づくりへの取組」と「望ましい環境像」の2つの取組をつなぐ関係性を成立させ、互いに効果や成果を高めあう役割を担っています。なお、進捗管理については、上越市環境マネジメントシステム(JMS)を活用した分野別アプローチから一元的に行うこととします。



「^{かける} × 環境の視点」の項目は、関係性が特に高いもの、「望ましい環境像」の項目は、関係性が高いものを示している。その他項目についても関係性をもつ。

図4-2 「望ましい環境像」と「『すこやかなまち』づくりへの取組」との関係図

イ 環境配慮指針

本計画の望ましい環境像を実現するとともに、次代に引き継ぐ環境を維持するために、市民・事業者・市が日常活動においてそれぞれの立場で主体的に取り組む事項を示しています。

また、市内の各種開発事業の計画段階からの適切な環境配慮が重要であることから、開発事業における環境配慮事項を明らかにしました。

なお、環境配慮指針は、分野別はもちろん、分野横断的に取り組む必要があることから、「分野横断的アプローチ」に分類しました。

ウ 環境マネジメントシステム

市の事務事業による環境への負荷の軽減や環境保全活動について、環境マネジメントシステムを活用し、自己チェックを行います。

平成23年8月にISO14001の認証を返上し、市独自の環境マネジメントシステム(JMS)に移行しました。JMSへの移行を機に「本計画に関係する事務事業の抽出」「その結果から目的目標を設定」「進捗管理を行う」ことをルール化することで、本計画との関係性と進捗管理体制の強化を図りました。

分野別アプローチ

ア 望ましい環境像・基本目標

分野別の4つの望ましい環境像と25の基本目標を示し、それぞれの達成に関する事業については、上越市環境マネジメントシステム(JMS)において実施計画を定め、実施・点検・見直しを行います。

イ 重点取組(市民プロジェクト)

環境の保全には市民一人一人の取組が大切であることから、市民・事業者・行政が連携し実施することが望ましい事業を重点取組(市民プロジェクト)として位置付け、各主体が連携して実施します。

平成20年7月に市民プロジェクトの実施主体となる「市民環境プロジェクト」を新たに組織し、6のプロジェクトの推進に向けた取組が行われており、本計画では、活動方針や活動計画を示します。詳細は、「3 重点取組(市民プロジェクト)」に掲載しています。

具体的な内容や実施方法については、市民環境プロジェクトの各グループが実施計画を定めることとし、市は、各グループに所属するとともに、事務局として全体の進捗状況の把握を行い、活動方針や目的の達成に向け必要な支援を行います。

市民プロジェクトは、望ましい環境像別に公募市民で構成する環境市民会議が検討しました。

第4章 環境施策の展開

2 ^{かける} × 環境の視点

2 ^{かける} × 環境の視点

(1) 目的

環境の視点を各行政分野に反映させることのほか、分野横断的な施策の展開による環境の課題解決のため、「^{かける} × 環境」の視点を設定しました。

(2) ^{かける} × 環境の4つの視点

豊かさ等の追求

人々は、健康で文化的な生活、安全・安心な生活、経済的に豊かな生活を求めています。

資源と環境負荷

人々が生きていくためには、食・エネルギー・水などの資源を必要としますが、それら資源を利用するときに環境負荷が発生します。

資源循環と土地利用

資源の分布や流れは、都市空間と自然空間、市街地と田園地域・中山間地域の配置によって決まります。

人材育成・参加

最も基礎となるのは、個人や地域社会の力であり、それは教育やコミュニティの影響を受けます。

(3) 取組内容及び実施方法

第5次総合計画基本計画における戦略的アプローチである「『すこやかなまち』づくりへの取組」を推進するとともに、本計画に掲げる「望ましい環境像」と関連付けするため、分野を横断し効果的に環境改善を進める上での基本的な考え方として示すものであり、本計画において具体的な施策や事業等の位置付けは行いません。

ただし、「^{かける} × 環境の視点」は、図4 - 2 関係図に示すとおり「『すこやかなまち』づくりへの取組」と「望ましい環境像」とをつなぐ関係性を成立させ、互いに効果や成果を高めあう役割を担っていることから、上越市環境マネジメントシステム(JMS)を活用し、「望ましい環境像」を実現するため位置付けられている基本目標や環境の整備目標の達成に資する事業の抽出・進捗管理を行います。このことで、「『すこやかなまち』づくりへの取組」の推進を図るとともに「望ましい環境像」の実現を目指します。

3 重点取組(市民プロジェクト)

(1) 目的

本計画の実効性を高めるには、市民・事業者・行政が連携・協働して環境保全活動に取り組むことが必要です。

そのため、重点取組として市民・事業者・行政が連携・協働して実施する6つの「市民プロジェクト」を設定し推進します。

(2) 設定の経過

市民プロジェクトは、公募市民で構成する環境市民会議において検討しました。

市民会議は「地球環境」「自然環境」「生活環境」の3つの環境の分野、6つのグループに分かれて検討を行い、環境の課題の解決に向けての具体的な取組内容や各主体の役割について取りまとめました。

(3) 計画期間

平成24年度～平成26年度(当初計画では平成20年度～平成24年度)

(4) 活動方針

環境問題や環境活動に関心を持つ市民を増やすための活動に取り組みます。

これまでも市民への啓発活動に取り組んできましたが、市民プロジェクトが核となり市民一人一人の行動につなげるためにも、環境問題や環境活動に関心を持つ市民を増やすための活動を重点的に行います。

活動の成果を他の活動や取組の参考となるものとしてまとめます。

活動の成果を、市民プロジェクトの活動終了後もだれもが広く活用できる「活動成果集」としてまとめます。

あわせて、6つのプロジェクトごとの活動の範囲を超え、市民プロジェクト全体で活動の集大成となる「活動発表会」などの取組を行います。

(5) 推進体制

市民・事業者・行政で構成する実行組織「市民環境プロジェクト」が取組を推進します。

(6) 取組内容

表4-1「重点取組(市民プロジェクト)一覧」に示します。

(7) 実施方法

市民環境プロジェクトが実施計画を毎年度定めます。

第4章 環境施策の展開
3 重点取組(市民プロジェクト)

表4-1 重点取組(市民プロジェクト)一覧

望ましい環境像	プロジェクト名	目的
地球環境にやさしいまち (地球環境)	エコライフプロジェクト	エネルギーを大切に使うこと、物を大切に使うことを考えながら、家庭内で取り組める『エコライフ』にしぼり、家電の使用方法による省エネを中心に考え、地球温暖化防止を考える。
	エコドライブプロジェクト	エネルギーを大切に使うことを意識し、生活に密着している『自動車』の使用方法を変えること、緑化活動など健康的なゆっくりスローな活動から地球温暖化防止を考える。
多様な自然が広がるまち (自然環境)	豊かな清流蘇らせ隊プロジェクト	川は身近で貴重な自然体験の場であり、子どもの感性を磨き、想像力を養うのに最適な場です。健全な自然環境を子孫に残すため、子どもと川遊びができる清流水としたい。また、人と水との関わりから、川をもっと身近なものとし、「川は、危ない・汚い・管理は行政がしてくれる」という意識を変えていく。
	きれいな水保全プロジェクト	『上流から下流まで思わずふれてみたくなるような水』。人が集い、癒される。遊び、楽しむことができる。多種多様な生き物が存在する。 「森は海の恋人」と言われるように、海が元気になるためには、山、川も元気でなければならない。このように水は循環しているということを念頭に置き、身近なところから始めることで、上越市の「水環境」を守っていく。
資源が循環するまち (生活環境)	ごみゼロプロジェクト	もったいない精神を上越市全体に広げ、循環型社会になるよう取り組む。
	不法投棄防止プロジェクト	不法投棄をなくし、私たちのまちの美しい自然を守るため、足元から取り組む。

具体的な活動は次に示します。

第4章 環境施策の展開
3 重点取組(市民プロジェクト)

エコライフプロジェクト

具体的な活動	実施主体	実施時期
現状を知る・研究する		
「エコライフ」主要取組を調査・研究	・市民環境プロジェクト ・行政	平成 20 年度～ 26 年度
「エコライフ」イベントの内容を検討		平成 22 年度～ 26 年度
「エコライフ」普及に向けた出前講座、メディア活用などの実施内容を調査・研究		平成 22 年度～ 26 年度
宣伝する（効果的に伝える）		
「エコライフ」(10か条)を作成・普及	・市民環境プロジェクト ・市民 ・行政	平成 20 年度～ 26 年度
「エコライフ」イベントを実施		平成 22 年度～ 26 年度
モデル的な出前講座を実施		平成 22 年度～ 26 年度
きっかけをつくる（試す方法を伝える）		
出前講座、メディア活用による「エコライフ」の普及を図る	・市民環境プロジェクト ・市民 ・事業者	平成 20 年度～ 26 年度
取組を検証する		
「エコライフ」実施状況を調査・検証	・市民環境プロジェクト ・市民 ・事業者 ・行政	平成 20 年度～ 26 年度
「エコライフ」イベントの感想を調査		平成 22 年度～ 26 年度
出前講座実施会場のアンケート調査を実施		平成 23 年度～ 26 年度

市民プロジェクトの全活動期間内（平成 20 年度～26 年度）で示しています。

第4章 環境施策の展開
3 重点取組(市民プロジェクト)

エコドライブプロジェクト

具体的な活動	実施主体	実施時期
現状を知る・研究する		
「エコドライブ」主要取組を調査・整理	・市民環境プロジェクト ・行政	平成 20 年度～ 26 年度
「エコドライブ」普及に向けた出前講座、メディア活用などの実施内容を調査・研究		平成 22 年度～ 26 年度
宣伝する（効果的に伝える）		
「エコドライブ」ステッカーの作成・配布（市民公募）	・市民環境プロジェクト ・市民 ・事業者 ・他関係団体 ・行政	平成 20 年度～ 26 年度
モデル的な出前講座を実施		平成 23 年度～ 26 年度
きっかけをつくる（試す方法を伝える）		
「エコドライブ」ゾーン内事業所の協力、緑化の推進	・市民環境プロジェクト ・市民 ・事業者	平成 22 年度～ 26 年度
出前講座、メディア活用による取組の実践例を紹介		平成 22 年度～ 26 年度
取組を検証する		
ノーカーデーの取組事業所を調査	・市民環境プロジェクト ・市民 ・事業者 ・行政	平成 24 年度～ 26 年度
出前講座実施会場でアンケート調査		平成 22 年度～ 26 年度

第4章 環境施策の展開
3 重点取組(市民プロジェクト)

豊かな清流蘇らせ隊プロジェクト

具体的な活動	実施主体	実施時期
川をきれいにする、川を大切に作る仲間作りをする		
川の雑草の刈払い、雑木の伐採を行い、豊かな水の流れにする	・市民環境プロジェクト ・市民 ・行政	平成 21 年度～ 26 年度
既に行われている河川愛護活動に参加する	・市民環境プロジェクト ・市民 ・事業者	平成 21 年度～ 26 年度
川のことをもっと知る		
川の現状を知る	・市民環境プロジェクト ・行政	平成 20 年度～ 26 年度
川の働きを知る	・市民環境プロジェクト ・行政	平成 20 年度～ 26 年度
川の動植物を知る	・市民環境プロジェクト	平成 20 年度～ 26 年度
川の歴史・伝統を知る	・市民環境プロジェクト	平成 20 年度～ 26 年度
川の活動記録集を作成する	・市民環境プロジェクト	平成 25 年度～ 26 年度
川で遊ぼう・親しもう		
ビオトープ・川辺の遊歩道を視察する	・市民環境プロジェクト ・行政	平成 24 年度～ 26 年度
川マップ・川遊びマニュアルを作成する	・市民環境プロジェクト	平成 21 年度～ 26 年度
小学校の総合学習をサポートする	・市民環境プロジェクト ・行政	平成 22 年度～ 26 年度

第4章 環境施策の展開
3 重点取組(市民プロジェクト)

きれいな水保全プロジェクト

具体的な活動	実施主体	実施時期
水のことをもっと知る		
学習会(市民環境プロジェクト向け)	・市民環境プロジェクト	平成20年度～ 26年度
上越市の水の現状を知る		
現地観察(市民環境プロジェクト向け)	・市民環境プロジェクト	平成20年度～ 26年度
情報集め		平成20年度～ 26年度
「水の地図」の作成		平成22年度～ 26年度
上越市の水を広く知ってもらう		
「水の地図」の周知	・市民環境プロジェクト	平成24年度～ 26年度
上越市の水を良くするための活動をする		
保全・美化活動	・市民環境プロジェクト ・市民 ・市民団体 ・事業者 ・行政	平成23年度～ 26年度

第4章 環境施策の展開
3 重点取組(市民プロジェクト)

ごみゼロプロジェクト

具体的な活動	実施主体	実施時期
安全・安心で楽しめる調理の工夫について学ぶ		
安全・安心な食材について学ぶ	・市民環境プロジェクト ・行政	平成 20 年度～ 26 年度
エコクッキングについて学ぶ	・市民環境プロジェクト ・行政	平成 20 年度～ 26 年度
健康的で楽しめる食事メニューについて学ぶ	・市民環境プロジェクト ・行政	平成 20 年度～ 26 年度
郷土料理の食文化について学ぶ	・市民環境プロジェクト ・市民団体	平成 20 年度～ 26 年度
環境に配慮した調理方法を周知・宣伝する		
商店等にレシピを置く	・市民環境プロジェクト ・事業者	平成 24 年度～ 26 年度
給食でエコクッキングメニューを提供する	・市民環境プロジェクト ・事業者 ・行政	平成 24 年度～ 26 年度
健康や環境に配慮した食事づくりをとおり、親子・地域の交流を深める		
親子で学ぶ健康エコクッキングを実施する(学校・保育園等)	・市民環境プロジェクト ・行政	平成 24 年度～ 26 年度
地域の郷土料理でエコクッキングを実施する	・市民環境プロジェクト ・市民団体	平成 23 年度
地産地消マップを作成し、広く周知する	・市民環境プロジェクト ・市民団体 ・事業者 ・行政	平成 24 年度～ 26 年度
おむつの使用に関して調査し、周知・宣伝する		
おむつの使用状況について調査	・市民環境プロジェクト ・行政	平成 22 年度
おむつについて選択の幅を広げる周知・宣伝	・市民環境プロジェクト ・行政	平成 23 年度～ 26 年度
デポジット制の実態を調査する		
デポジット制の実態について調査	・市民環境プロジェクト ・行政	平成 21 年度

第4章 環境施策の展開
3 重点取組(市民プロジェクト)

不法投棄防止プロジェクト

具体的な活動	実施主体	実施時期
不法投棄の実態を把握する		
不法投棄の現場を確認する	・市民環境プロジェクト ・市民団体 ・行政	平成 20 年度～ 26 年度
不法投棄マップを作成する	・市民環境プロジェクト ・市民団体 ・行政	平成 20 年度～ 26 年度
不法投棄防止の意識啓発をする		
小学生を対象にポスター、標語募集	・市民環境プロジェクト ・行政	平成 21 年度・ 23 年度・25 年 度
ポスター等を活用し不法投棄防止 P R	・市民環境プロジェクト ・事業者 ・行政	平成 20 年度～ 26 年度
環境パトロールをする		
不法投棄防止のため市民ボランティア募集	・市民環境プロジェクト ・市民 ・市民団体 ・事業者	平成 20 年度～ 26 年度
不法投棄マップを基に環境パトロール	・市民環境プロジェクト ・市民 ・市民団体 ・事業者	平成 20 年度～ 26 年度

4 環境配慮指針

(1) 配慮指針の基本的な考え方

配慮指針の目的

本計画に掲げた4つの望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で主体的に取り組むことが求められます。第4章で掲げた市の事業・施策を推進するだけでなく、市内において実施される各種の開発事業に対しても計画段階から適切な環境配慮を行うことが重要です。また、市民や事業者が行う日常の活動でも、環境の保全に対して配慮した行動がとられていなければなりません。

配慮指針は、環境に影響を及ぼす開発行為や社会経済活動に対して、環境に配慮すべき事項を明らかにすることによって、市(行政)はもとより市民及び事業者にも各種の開発事業や日常行動における環境配慮を要請するものであります。

市はこの配慮指針を順守し、自ら事業者であり消費者であることを踏まえて、環境保全行動に率先して取り組むとともに、市民・事業者に対して積極的な普及・啓発に努めます。

表4-2 環境づくりのための各主体の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める 環境問題に関心を持って、自主的に行動する 行政が行う環境の保全に関する施策に協力する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う環境への負荷の低減に努める 環境への負荷や環境保全活動に関する情報を提供する 行政が行う環境の保全に関する施策に協力する
市	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全に関する事業・施策を総合的・計画的に実施する 市民や事業者の行う環境保全活動を積極的に支援する 環境に関する情報を広く提供する 事業者・消費者として環境の保全に関する行動を率先して実行する

配慮指針の構成

本項では、道路、住宅地の造成などの各種開発事業や市民や事業者が行う日常活動において、環境に配慮すべき事項を具体的に示すとともに、環境基本計画の望ましい環境像である「地球環境にやさしいまち」「多様な自然が広がるまち」「資源が循環するまち」「一人一人が環境市民のまち」の実現に向けて、市や市民及び事業者がそれぞれの立場において自主的かつ積極的な実践が期待される基本的な内容を示しました。

本計画における環境への配慮指針は、以下に示すように2つの環境配慮から構成されています。これらの環境配慮の指針は、環境資源等の利用に当たって、それぞれの配慮事項を適切に組み合わせて総合的に運用することが必要です。

第4章 環境施策の展開

4 環境配慮指針

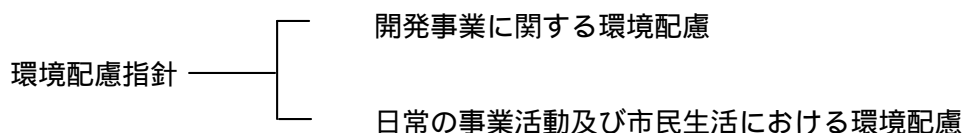


図4 - 3 環境配慮指針の構成

ア 開発事業に関する環境配慮

環境への負荷を可能な限り少なくするために、共通の環境配慮のほかに事業別の環境配慮の方針を示しました。原則として全ての開発事業に環境上の配慮を適切に組み込むことによって、「上越市環境基本条例」の第11条の規定にもとづいて、開発を行う事業者が環境に対する適正な配慮を行えるように、環境面で配慮すべき一般的な事項を示しました。

イ 日常の事業活動及び市民生活における環境配慮

本計画を推進する主体である市、市民及び事業者が、日常の活動においてそれぞれの立場で環境に配慮すべき基本的事項を示しました。

(2) 開発事業に関する環境配慮

市内において実施される開発事業に当たっては、この指針にもとづき適切な環境配慮を行うことを基本とします。一部の事業については、環境に及ぼす影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき環境の保全について適正に配慮していく必要があります。

開発事業に関する環境配慮の考え方

ア 地域の自然環境への適切な配慮

本計画第2章「1 上越市の概況(P5)」に記したとおり、当市は豊かな自然環境に恵まれています。

このため、まとまった緑地や丘陵地、水辺、農耕地、現存する貴重な動植物等、自然環境を極力保全するように努めます。開発事業による改変が必要な場合には、環境の変化に対する緩和措置を取ることや、地域の特性に応じた復元及び緑地や水辺の整備を行うことによって良好な環境の創造を図るものとします。

イ 土地利用に応じた生活環境への配慮

開発事業による環境への負荷は、事業の内容や規模、事業予定地周辺の環境特性によってその影響は大きく異なってきます。このため、開発事業が生活環境へ著しい影響を及ぼさないよう周辺地域の土地利用や環境特性に応じた配慮を行い、環境への負荷の低減に努めます。

ウ 開発事業の各段階における適切な配慮

各種開発事業の構想、計画、実施、供用後、それぞれの段階に応じた配慮を行い、環境への負荷の低減に努めます。

表4-3 開発事業の各段階における環境配慮の考え方

開発事業 の段階	環境配慮事項
構想段階	地域の環境条件を考慮し、周辺環境への影響が少ない立地場所を選定する。
計画段階	計画地域の基礎的環境条件を踏まえた基本計画を策定する。また、実施計画策定の早い段階において、事業が周辺環境に与える影響を事前に調査し、必要な保全対策を講ずることにより、環境への影響を極力減じ、地域環境と調和した事業計画とする。
実施段階	計画段階で検討した環境配慮事項を適切に実行し、また工法上の工夫、低公害の工事機械の使用、工事従事者への教育など、工事実施にあたって細心の注意を払うことにより、工事中の周辺環境への影響を極力小さくするよう配慮する。
供用後	日常の事業活動や施設などの管理において周辺環境への適切な配慮を行うとともに、必要に応じて環境影響のモニタリングを行う。

第4章 環境施策の展開

4 環境配慮指針

対象事業

事業を計画するに際して、環境に影響を及ぼすおそれがあり、環境への配慮が必要な主要な開発事業を以下に示します。

表4-4 対象とする主要な開発事業

対象事業	主な開発事業
住宅系整備事業	住宅団地造成、学校・病院・オフィス等の建設
商業・業務系整備事業	流通業務団地造成
工業系整備事業	工業団地造成、工場・事業所建設
交通系施設整備事業	道路整備、鉄道・軌道整備、ヘリポート等小型飛行場整備
河川・海岸系整備事業	河川・放水路改修・整備、海岸整備、ダム整備
埋立・港湾整備事業	埋立・干拓、港湾整備
廃棄物処理施設整備事業	廃棄物処理施設整備、廃棄物最終処分場整備
レジャー施設整備事業	レクリエーション施設用地整備、リゾートマンション、リゾートホテル建設
下水道事業	下水道終末処理場
エネルギー施設整備事業	発電所等エネルギー供給施設整備、地域冷暖房施設整備
その他事業	農用地造成、土砂砂利採取

ここに掲げる事業は、開発事業の構想・計画段階に視点を置いたものです。また、上記以外の環境への配慮が必要な事業等については、本環境配慮指針を参考に、適宜、適切な環境配慮を行うことが必要です。

開発事業共通配慮指針

開発事業共通の環境配慮指針を以下に示します。

土地利用等の検討に当たっては、生物生息環境や景観等を考慮し、まとまりや連続性のあるものを中心に、極力既存の緑地を保全するように配慮します

やむを得ず土地の改変を行う箇所については、極力水辺等生物生息環境の復元や緑化を図るように配慮します

土地の選定や土地利用の検討にあたっては、神社、仏閣、史跡等歴史的建造物、文化財等の移転を極力避けるように配慮します

建設発生土の減量化・再利用化等による建設副産物の削減、再資源化に努めます

極力施設の外周部に緑地等を確保するとともに生物生息環境や景観等にも配慮した緑化を図ります

屋外照明の検討にあたっては、光害に十分配慮した照明設置を図ります

未利用エネルギーの有効利用等、極力省エネルギーに配慮します

事業別配慮指針

事業別の環境配慮指針を以下に示します。

ア 住宅系整備事業

歴史的・文化的遺産が存在する場合、周辺環境と一体的に保全します

イ 商業・業務系整備事業

交通渋滞による温室効果ガスの発生や、騒音振動、大気汚染の防止のため、アクセス経路を検討します

ウ 工業系整備事業

適切なオープンスペースを確保するなど、防災対策に考慮します

エ 農林業系整備事業

市民農園などの整備による自然との触れ合いの場の創出に配慮します

オ 交通系施設整備事業

街路樹・遮音壁の設置に努めます

カ 河川・海岸系整備事業

暗渠化はできる限り避けるよう努めます

改修などにより失われた自然について、魚道やビオトープ、人口海岸の造成など自然の回復に努めます

キ 埋立・港湾整備事業

事業実施による潮流変化による環境影響に配慮します

人口干潟の整備など、水生生物の生息空間の確保に努めます

ク 廃棄物処理施設整備事業・下水道事業

焼却余熱等の未利用エネルギーの活用に考慮します

ケ 土砂砂利採取系

事業実施により生息地が分断しないよう配慮します

第4章 環境施策の展開

4 環境配慮指針

(3) 日常の事業活動及び市民生活における環境配慮

日常の事業活動及び市民生活における環境配慮の考え方

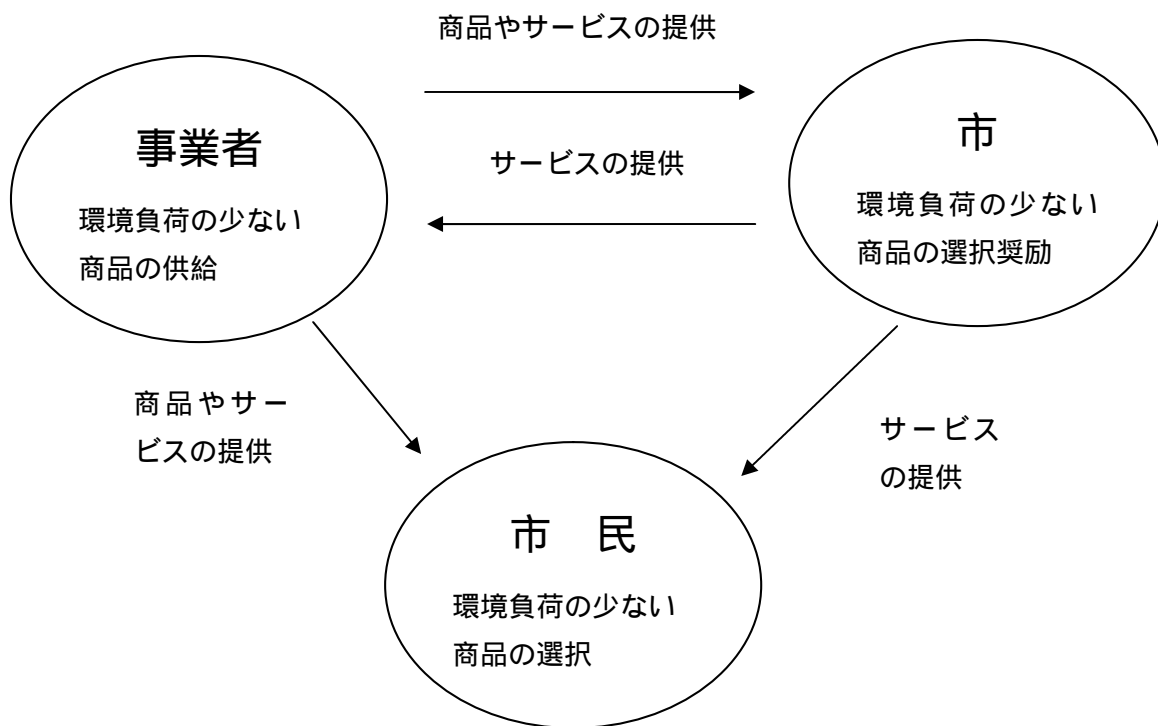
今日の生活は、資源やエネルギーの大量消費を前提に成り立っており、市民一人当たりのエネルギー消費量は増大する一方です。このようなエネルギー多消費が一方では環境に負荷を与え、環境に深刻な影響を及ぼしています。このため、日常生活においてできるだけ環境への負荷を与えないような配慮が必要です。この環境への配慮は、市民、事業者、市がそれぞれの立場を踏まえて取り組む必要があります。

商品やサービスを提供する事業活動においては、原材料の調達から製品の廃棄の各段階で環境配慮が必要です。

一方、市民は主として商品やサービスの消費者として、購入から使用の各段階で環境負荷の少ない製品の選択を心掛けることが重要となります。

また、市は市民と同様な環境配慮のほかに、このような環境への負荷の少ない製品を率先して選択し、使用していくことが必要です。自治体が大口の消費者として環境配慮製品を購入していくことで、環境配慮製品の市場の拡大につながり、種類・数量ともに豊富になることで一般市場への波及を進めることもできます。

ここに掲げた事項は、環境負荷の少ない街づくりやライフスタイルの形成を進めるための日常的な配慮事項を「生産 - 流通 - 消費 - 再生及び処理」というものの流れを中心に、基本的な内容を示したものです。この事項を参考にして、市民や事業者の自主的な行動が求められます。



		商品の流通段階			
		生産	流通	消費	再生及び処理
活動主体	事業者				
	市民				
	市				

注) : 関連が強い

: 関連がある

図4-4 商品やサービスから見た各主体の関連と環境への配慮

第4章 環境施策の展開

4 環境配慮指針

日常の事業活動及び市民生活における環境配慮事項

環境負荷の少ないまちづくり・ライフスタイルの形成を進めるための日常の事業活動及び市民生活における基本的な配慮事項（商品の流通段階からみた環境配慮事項）を「生産 - 流通 - 消費 - 再生及び処理」という物の流れを中心にして示します。

また、その他の環境配慮事項として、建築物の建築と自動車使用时、環境保全の自主活動について示します。

ア 商品の流通段階から見た環境配慮事項

ア) 事業者・市民・市の共通配慮事項

商品の流通段階	共通配慮事項
1 商品の購入・消費段階	省エネルギー型の機器（OA機器、電化製品）の導入を図る 車の買い換えに当たっては、環境への負荷の少ない車の導入を図る 電気・水道などの使用量の削減に努める
2 商品の再生及び処理段階	使い捨て商品の購入を抑制することや、リユース・リサイクルしやすい商品を優先的に購入し、廃棄物の削減に努める 分別収集によるリサイクルを推進する

イ) 事業者の追加配慮事項

商品の 流通段階	追加配慮事項
<p>1 商品の 生産・供給</p> <p>(1)原料の 調達段階</p> <p>(2)生産段階</p> <p>(3)流通・ 供給段階</p>	<p>再生資源・未利用資源・代替原料の受入れの拡大を図る 環境負荷の少ない燃料の選択に努める 原料採取時には環境への負荷の少ない工法、機械などの導入を図る</p> <p>エネルギー消費の効率を高めるため、生産プロセスの改善や 廃熱・未利用エネルギーの有効利用によって省エネルギーに 努める 省資源のための生産プロセスの改善を図る 産業廃棄物の排出削減のための工程内発生物の有効利用の推 進を図る 大気汚染、水質汚濁等の汚濁負荷を低減するための生産プロ セスの改善を図る 生産段階で使用する有機溶剤、塩素、フロン等については代 替等によって使用量の低減を図る 生産プロセス全体を環境調和型生産プロセスに転換を図るよ うに努める</p> <p>包装材・梱包材の使用量の削減や環境負荷の少ない包装材・ 梱包材の利用促進により、廃棄物の発生に伴う環境負荷や包 装材・梱包材の製造に伴う環境負荷の低減等を図る 物流におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素、二酸化窒素 等の環境負荷を低減するために、共同配送などによって物流 の合理化を推進する 車使用時の窒素酸化物排出量等を削減するためクリーンエネ ルギー車の導入に努める</p>
<p>2 商品の購入・ 消費段階</p>	<p>環境への負荷の少ない燃料の使用に努める</p>
<p>3 商品の再生 及び処理段階</p>	<p>製品の廃棄段階における廃棄物や有害物質の排出による環境 負荷を低減させるため、リサイクルが容易な製品・素材・有 害物質の排出や廃棄物の発生が少ない製品素材の使用に努め る 廃棄物の適正処理を図り、二次汚染を防止する</p>

第4章 環境施策の展開

4 環境配慮指針

ウ) 市民の追加配慮事項

商品の流通段階	追加配慮事項
1 商品の購入・消費段階	生産段階における環境負荷の少ない商品（エコマーク、グリーンマーク商品等）を選択する 再生品等の使用に努める 省エネ型のものを選択する

エ) 市の追加配慮事項

商品の流通段階	追加配慮事項
1 商品の購入・消費段階	生産段階における環境負荷の少ない商品（エコマーク、グリーンマーク商品等）を選択する 再生品等の使用に努める 環境への負荷の少ない燃料の使用に努める 省エネ型のものを選択する
2 商品の再生及び処理段階	廃棄物の適正処理を図り、二次汚染を防止する

イ その他の日常の事業活動及び市民生活における環境配慮事項

ア) 事業者・市民・市の共通配慮事項

	共通配慮事項
A . 建築物の建築	建築物の建築・改築に当たり、環境負荷の少ない建築材の使用、建築材の使用合理化を図る 地域の自然環境との調和を図り、敷地内、壁面等の緑化に努める 雨水の浸透ます等を設置して地下水のかん養を図ったり、雨水を貯留して有効利用を図る 太陽光等の自然エネルギーの導入に努める
B . 自動車使用时	外出時には公共交通機関や自転車など環境への負荷の少ない交通手段を積極的に利用し、自動車の使用をできるだけ控える 自動車の使用に当たっては、急発進・急加速、空ぶかしを避け、停車時にはエンジンを停止するなど、エコドライブを心がける 交通渋滞の原因となる迷惑駐車をやめる

イ) 事業者の追加配慮事項

	追 加 配 慮 事 項
C . 環境保全の 自主活動	ISO14001、エコアクション 21 など環境マネジメントシステムを導入するなど、環境配慮した事業活動を推進するための体制の整備に努める 従業員の環境学習、環境保全活動の促進を図る 地域の環境保全活動に積極的に取り組む

ウ) 市民の追加配慮事項

	追 加 配 慮 事 項
B . 自動車使用時	短距離の移動には徒歩や自転車の利用に努める
C . 環境保全の 自主活動	地域の環境保全活動に積極的に取り組む 空き缶・タバコの投げ捨てをしないなど、街のクリーンアップを率先して行う ごみ減量のためマイバッグ、マイ箸等の使用に取り組む

エ) 市の追加配慮事項

	追 加 配 慮 事 項
C . 環境保全の 自主活動	ISO14001、エコアクション 21 など環境マネジメントシステムを導入するなど、環境配慮した事業活動を推進するための体制の整備に努める 職員の環境学習、環境保全活動の促進を図る

資料編

- 1 計画推進に向けたこれまでの取組
- 2 環境の整備目標の目指す状態と根拠

1 計画推進に向けたこれまでの取組

(1) 分野別アプローチ

庁内での推進体制

- ・ ISO14001 を活用し、各課等が実施する事務事業と基本目標の関連性を整理し、年度で数値管理できるものを目的目標として掲げ進捗管理を行っています。

市独自の環境マネジメントシステム(JMS)移行後も取組継続中

市民プロジェクト

- ・ 平成 20 年 7 月に市民プロジェクトの実施主体となる「市民環境プロジェクト」を新たに組織し、4 グループに分かれ、6 のプロジェクトの推進に向け地に足のついた取組を継続的に実施しています。

会員数：37 人、6 団体(平成 23 年 12 月現在)

(2) 分野横断的アプローチ

重点プロジェクト

- ・ 優先的に取り組むことが可能な 5 のプロジェクトを選定し、プロジェクトごとに分野別アプローチと分野横断的アプローチとの関連性から想定される関連事業を抽出したほか、事業の現状や課題及び当該プロジェクトの推進を担う庁内及び関係機関等を整理しました。
- ・ 当面は特別財源の確保を検討しつつ、プロジェクトの熟度をあげていくために、庁内や関係機関等との調整を行うこととしましたが、新たな市政運営の方針やプロジェクトの根拠となる第 5 次総合計画の中間見直しとの関係性を整理する必要が生じました。

(3) 進捗管理

- ・ 平成 20 年度から「上越市の環境」を基本計画の体系に整理するとともに、整備目標の進捗状況を市民等に公表・評価する仕組みとしました。
- ・ 環境審議会や環境マネジメントシステム部会において、整備目標の進捗状況や PDCA サイクルに基づく継続的な改善取組がなされているかについての確認・点検を受けました。

2 環境の整備目標の目指す状態と根拠

望ましい環境像 基本目標	指標項目	定義	検証と評価	目指す状態	設定の根拠・引用した(する)計画
地球環境にやさしいまち	温室効果ガス排出量	市域から排出される温室効果ガスの排出量(二酸化炭素換算)	国のマニュアルに基づき市域からの温室効果ガス排出量を算定しているが、平成 19 年度に算定方式が変更となったため、旧算定方式により算定した数値の最新年度は平成 18 年度となっている。排出量を算定するためには、新たな算定システムを構築する必要があるが、仕組みが非常に専門的で複雑であることから、現在構築できていない状況にある。今後策定を予定している地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、目標と施策を示す。	排出量を把握し、将来に向けた目標と施策を明確にした状態	上越市地球温暖化対策実行計画(策定予定)
省エネルギーの推進	市内の電気使用量(民生部門)	市内の電気使用量のうち民生部門(家庭、業務部門)の使用量	平成 22 年度は民生部門のうち家庭における消費量が基準年に比べ 11.5%急増しており、猛暑による空調機器の使用時間が増加したためであると考えられる。家庭における電気使用量は、深夜電力を利用したオール電化や電気自動車の普及等により今後も増加していくことが予想される。一方で、東日本大震災の影響により、電力不足が懸念されたことから国内で節電の機運が高まっている。	平成 22 年度値から 15%削減された使用量が維持されている状態	-
事業者における新エネルギーの導入の促進	事業者における新エネルギーの導入量(原油換算)	市内事業者における新エネルギーの導入量を原油換算したもの	事業者における新エネルギーの導入量は現在把握できていない状況にある。今後策定を予定している再生可能エネルギー導入計画において、目標と施策を示す。	導入量を把握し、将来に向けた目標と施策を明確にした状態	上越市再生可能エネルギー導入計画(策定予定)
家庭における CO ₂ の排出量の削減	民生部門(家庭)の CO ₂ 排出量の削減	市域から排出される温室効果ガスのうち、民生家庭部門の二酸化炭素排出量	国のマニュアルに基づき市域からの温室効果ガス排出量を算定しているが、平成 19 年度に算定方式が変更となったため、旧算定方式により算定した数値の最新年度は平成 18 年度となっている。排出量を算定するためには、新たな算定システムを構築する必要があるが、仕組みが非常に専門的で複雑であることから、現在構築できていない状況にある。今後策定を予定している地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、目標と施策を示す。	排出量を把握し、将来に向けた目標と施策を明確にした状態	上越市地球温暖化対策実行計画(策定予定)
エコドライブの推進	エコドライブ実施率	市民対象のアンケートによるエコドライブをほとんど実施していると回答した市民の割合	市民プロジェクトでは「エコドライブ」をプロジェクトの 1 つに位置付け、これまでも出前講座などにより市民への啓発活動を実施しており、目標達成につながるよう今後も取り組んでいく。	平成 22 年度値に対して 5%向上した状態	-
地産地消の推進	普段の食事に、郷土料理、地場産物や旬の食材を取り入れるようにしている市民の割合	市民対象のアンケートによる普段の食事に、郷土料理、地場産物や旬の食材を取り入れるようにしている市民の割合	第 2 次食育推進計画に位置付けた取組を推進していく。	平成 22 年度値より増加した状態	上越市第 2 次食育推進計画
	学校給食において地場産物(青果物)を使用する割合(主要 5 品目の重量ベース)	学校給食における主要 5 品目の市内生産物の使用割合	第 2 次食育推進計画に位置付ける指標項目に変更する。	平成 22 年度値より増加した状態	上越市第 2 次食育推進計画

望ましい環境像 基本目標	指標項目	定義	検証と評価	目指す状態	設定の根拠・引用した(する)計画
多様な自然が広がるまち	自然環境の豊かさに満足している市民の割合	市民対象のアンケート調査による自然環境の豊かさに満足している市民の割合	多くの市民が自然環境が豊かだと感じている。 この豊かな自然を守り次世代へ継承していくための取組を推進していく。	現状が維持されている状態	-
環境影響の軽減	市自然環境保全条例に基づく許可、届出等により自然環境に配慮された開発行為等の件数	市自然環境保全条例に基づく許可、届出等により自然環境に配慮された開発行為等の件数	平成 20 年に自然環境保全条例を制定し、自然環境の保全と生物多様性を守り育む取組を推進している。	平成 20 年度実績から増加した状態	-
海岸の自然環境の保全	海岸植物の群落構成種数(11 か所の平均)	定点観測地点における海岸植物の群落構成種数(11 か所の平均)	希少な動植物の生息状況を把握するとともに、レッドデータブックの発行などを通じて、環境保全の具体的行動を促していく。	現状が維持されている状態	-
河川・池沼等の自然環境の保全	汚水衛生処理率(生活排水処理が適切に処理されている人口割合)	汚水衛生処理人口 ÷ 総人口	公共下水道の整備を進めている。 公共下水道及び農業集落排水の接続推進並びに合併処理浄化槽の設置を進めている。	平成 26 年度に人口の 80%の人が排出する汚水及び生活雑排水が適切に処理されている状態	上越市第 5 次総合計画基本計画
中山間地域の生物多様性の確保	森林面積(民有林面積)	市内森林面積のうちの民有林面積	豊かな里地里山の保全・活用を実践できる場づくりを推進している中で、里地里山の重要性について市民の認識を深めることが大切であることから、第 5 次総合計画基本計画の指標項目に置き換える。	平成 21 年度値より増加した状態	上越市第 5 次総合計画基本計画
	中山間地域等直接支払制度に基づく活動を行う集落協定数	中山間地域等直接支払制度に基づく活動を行う集落協定数	広域集落協定により協定数が減少した。 新たに協定を締結する集落数の増加を図り、農業生産活動の維持を進める。	平成 22 年度値より増加した状態	-

望ましい環境像 基本目標	指標項目	定義	検証と評価	目指す状態	設定の根拠・引用した(する)計画
資源が循環するまち(ゼロエミッション)	ごみの排出量	一般廃棄物(家庭系ごみ、事業系ごみ)の総排出量	ごみの有料化と市民のリサイクル意識の高揚により、ごみの排出量が減少している。	平成16年度値に対して平成27年度に20%の削減が達成された状態	上越市一般廃棄物処理基本計画
事業者における低公害車の普及促進	事業者におけるクリーンエネルギー自動車の導入台数	事業者のクリーンエネルギー自動車(ハイブリッド・天然ガス車)の導入台数	当初計画の策定時から平成22年度と平成26年度の目標値を設定していなかったが、新たに設定した。	平成22年度実績から増加した状態	-
光化学スモッグの発生抑制	光化学オキシダントの1時間値が0.06ppmを超過した時間の割合(市内観測地点の平均)	光化学オキシダントの1時間値が0.06ppmを超過した時間の割合(市内観測地点の平均)	新興国の産業活動の活発化も一因となり、平成19年度以降超過時間が押し上げられている年度も見受けられる。	平成26年度までに現状より減少した状態	-
地盤沈下対策の強化	最大沈下量	市内の最大沈下量	降雪の状況により値が左右される。 地下水と地層収縮量を監視するとともに、地下水節水の協力を依頼している。	上越地域地盤沈下防止対策基本方針に基づく目標が達成された状態	上越地域地盤沈下防止対策基本方針
	沈下量0.5cm以上の面積(上越地域)	上越地域(上越市、妙高市の一部)の沈下量0.5cm以上の面積	降雪の状況により値が左右される。 地下水と地層収縮量を監視するとともに、地下水節水の協力を依頼している。	上越地域地盤沈下防止対策基本方針に基づく目標が達成された状態	上越地域地盤沈下防止対策基本方針
環境保全型農業の推進	減農薬・減化学肥料による水稲栽培面積	農薬・化学肥料を5割低減した水稲栽培面積	化学肥料・化学合成農薬使用量の低減を図るなど、環境保全型農業を推進している。	平成26年度に農薬・化学肥料を5割低減した水稲栽培面積が全水稲栽培面積の概ね3割になった状態	-
ごみの減量	市民1人当たりの家庭ごみ排出量	家庭系ごみの総排出量÷総人口	ごみの有料化と市民のリサイクル意識の高揚により、ごみの排出量が減少している。	平成16年度値に対して平成27年度に約20%の削減が達成された状態	上越市一般廃棄物処理基本計画
海岸のごみ撤去	海岸ごみの回収量(市回収分)	市及び市民ボランティア等による海岸ごみの回収量	ごみの回収量については、ボランティアなどの協力を積極的に図ることで増加する要因がある。他方で、市民への意識啓発を進めることで、ごみの不法投棄が減少する要因もあることから、今後は一方的な増加にはならないと考えている。	現状を維持した状態	-
家庭ごみの再利用の推進	家庭系ごみ資源化率	家庭系ごみの総排出量に占める資源化されたごみの割合	ごみの有料化と市民のリサイクル意識の高揚により、ごみの資源化が進んでいる。	50%が資源化された状態	上越市一般廃棄物処理基本計画
町家、雁木など歴史的建造物を活かしたまちづくりの推進	景観づくり重点区域指定面積	市景観計画及び景観条例に基づく景観づくり重点区域の指定面積	景観づくりに重大な影響を及ぼす行為を制限するとともに、景観を市民と共に守り育てるための取組を推進している。	平成26年度までに良好な景観づくり重点区域の指定が更に約10haされた状態	上越市第5次総合計画基本計画
文化財の保存及び活用の推進	市の歴史的、文化的資源に関する認識度	市民対象のアンケート調査による市の歴史、文化的資源についての認識度	将来世代に継承すべき歴史的資源について、顕彰事業や保存活動を実施している。	平成26年度で概ね6割の人が認識した状態	上越市第5次総合計画基本計画
雪を利活用した生活様式の提案	雪に関する新技術・活用モデルの調査研究数	利雪・克雪につながる研究で、市が主体的に関わるもの	雪への対応は、当市における積年の課題であることから、克雪と利雪の両面からの取組を行っていく。	常に新たなテーマに向けて研究を継続している状態	上越市第5次総合計画基本計画

望ましい環境像	指標項目	定義	検証と評価	目指す状態	設定の根拠・引用した(する)計画
一人一人が環境市民のまち	環境学習の参加者数	地球環境学校、環境情報センター、くわどり市民の森等における環境に関する講座の参加者数	主に環境学習の対象となる児童・生徒数は、平成18年と22年を比較すると1,000人以上減少しており、今後も減少が続くことが予想されることから、参加者数の増加は大変厳しい状況にある。あらゆる世代の人が参加できるよう学習内容などを検討していく。	平成22年度値を維持した状態	-
指導者の育成	環境学習の指導者数	環境学習指導者養成プログラムにより育成した指導者の人数	平成23年度に指導者を更新した結果12人となった。指導者の養成を積極的に行っていく。	平成26年度までに30人の指導者が養成された状態	-
学習機会の拡大	環境に関する講座の実施回数	市が開催する環境に関する講座の実施回数	環境学習の参加者数と同様に、小・中学校の児童・生徒数の減少や総合学習の時間数の減少が大きく影響する。現在も一般市民を対象とした講座を開設しているが、今後充実に努める。	平成22年度値を維持した状態	-
「上越市の環境」の市民への周知	市民の「上越市の環境」の認知度	市民対象のアンケート調査による「上越市の環境」の認知度	毎年度新たな取組をトピックスとして掲載するなど一定の工夫はしてきたが、基本的な紙面構成は同じなため、読んでもらいにくかった。ページ数を大幅に減らし読みやすくするなど、認知度を高める工夫を行う。	平成20年度を基準年とし、平成26年度に10%認知度が向上した状態	-
環境情報の市民への提供	市民の環境情報に関する満足度	市民対象のアンケート調査による環境情報に関する満足度	満足していない理由として、半数以上の方が、情報の量が少ないこと、情報の内容が難しいことを挙げており、それが目標値に届かない結果となった。広報上越や市ホームページ、環境情報センターホームページなどを活用し、積極的に情報を発信するとともに情報の内容を分かりやすくするよう工夫する。	平成20年度を基準年とし、平成26年度に10%認知度が向上した状態	-
市民プロジェクトの推進	プロジェクトの参加者数	本計画の重点取組である市民プロジェクトの参加者数(累計)	設立時から若い世代や団体、事業所の参加が少ないため、活動のPRに努め、会員増を図る。一方で、市民プロジェクトを核として、環境問題に関心を持つ市民を増やす活動に注力する。	会員数が50人となった状態	-
事業者との連携強化	市事業に参加している事業所数	事業所を対象とするISOクラブ、エコアクション21認証取得支援プログラム、リサイクル推進店、3Rオフィスクラブに参加している事業所数	事業者との連携強化の視点で、事業者を対象とした4事業を実施してきた。しかしながら、この間の経済状況の急激な変化により、事業所の閉鎖や経費の削減が顕著になっている状況で、参加事業所数が減少している。	平成22年度値を維持した状態	-